

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年藤沢市条例第21号）の
一部を次のように改正する。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「，自動運行補助施設」を加える。

第46条を第47条とし，第45条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は，藤沢市高齢者，障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年藤沢市条例第22号）の規定に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、道路構造令の一部が改正され、交通安全施設が追加されたこと及び歩行者利便増進道路に関する基準が定められたことに伴い、規定の整備をする必要による。